

# 時間外労働・休日労働 に関する協定

葵労務管理事務所

中野 里咲

労働基準法では、原則1日8時間、1週40時間の法定労働時間と1週間に1回の法定休日  
が定められています。労働者に法定労働時間を超える時間外労働や法定休日に労働を行わせる  
ためには、労働基準法第36条に基づく「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下、36  
協定と呼びます）を使用者と従業員間で締結し労働基準監督署へ届け出なければなりません。

2019年4月より時間外労働の上限が法律に規定され、中小企業は2020年4月以降より  
適用となります。36協定の締結方法と改正されたポイントについて改めて確認します。

## <36協定締結のポイント>

■法律で定められた上限内で時間外労働の時間数と休日労働の日数を設定します。

※上限については下記の改正のポイントで説明します。

■36協定は「使用者」と「労働者の代表」が締結します。

※労働者代表とは労働組合または労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者です。

※過半数代表者選任に当たっては選挙、挙手等の民主的な方法で選出する必要があります。

■締結した36協定は所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。

※締結した協定は届出によって有効となります（電子申請による届出も可能です）。

■締結した36協定は作業場の見やすい場所へ備え付け、労働者に周知する必要があります。

## <改正のポイント>

■時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がな  
ければ、上限を超えることはできなくなります。

■臨時的な特別の事情があり労使が合意しても、下記の時間内とする必要があります。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が複数月平均80時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年間6ヶ月が限度

上限を超えて残業をさせた場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が事業主に  
科せられるおそれがあります。中小企業は、2020年4月以降に36協定を締結する場合に  
は、法律で定められた時間内で時間外労働と休日労働時間を設定し、協定を締結することにな  
ります。36協定の有効期限は、最長1年です。協定を労働基準監督署へ提出している場合も  
再度、有効期限を確認して下さい。

36協定を締結したら、協定の内容を遵守しなければなりません。1日、1ヶ月、1年の限  
度時間を超えないよう日々の労働時間の適正な管理が必要となります。

# 売買と民法改正

弁護士 長谷川 留美子

中古住宅を購入したら雨漏りがしていた。このようなとき、買主は何ができるでしょうか。

従来、このようなときは、中古住宅というのは特定物ですので、売買の目的物に「瑕疵（かし）」があると言っていました。「瑕疵」とは、目的物が有すべき品質、性状等を欠いていることをいいます。売買の目的物に瑕疵があるとき、買主がこれを知らず（隠れた瑕疵）、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができます。契約をした目的を達することができないというほどではなく契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができます。

これに対して、本年4月1日からは債権法に関する民法改正法が施行されますが、改正法では、「瑕疵」という言葉がなくなりました。冒頭のような場合は、「契約内容不適合」といいます。改正法では、売主は、売買の目的が物であるときは、種類、品質及び数量に関して、契約の内容に適合するものを買主に引き渡す義務があります。住宅に雨漏りがあるというのは、品質に関して契約の内容に適合しないといえます。このようなとき、改正法では、買主は売主に対し、目的物の修補等による履行の追完を請求することができるようになりました。その際、「隠れた」という要件はなくなりました。

そして、買主が売主に対して相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができることになりました。

もちろん、買主は損害賠償請求や契約の解除（原則として履行の催告をしてから）もできます。契約内容不適合というのは、契約内容に適合した目的物の引渡しをする義務を履行していないということになり、債務不履行に当たるからです。

なお、売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にそのことを売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができなくなります。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知っていたとき、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではありません。

ところで、改正法には、「売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。」との規定も設けられました。不動産売買にしても自動車売買にしても、登記や登録の移転は当然に行われていることですが、これまではどこにも規定されていなかったのですね。

## (随想)

# 「頭を使う」を実践した野村克也氏

センター会長 杉浦 正康

中国の武漢から始まった新型コロナウイルスの蔓延でマスコミは昼夜持ちきりの中、元プロ野球の監督でその名を残した野村克也氏の訃報が飛び込んできました。

小生は野球についてそれほど詳しくないのでとやかく言う資格はありませんが、野村氏の講演を聴いた経験もありますので氏について一定の認識は持っているつもりです。

氏の話で小生が一番印象に残っていることは、野球について徹底的にデータを集めそのデータを実践に活用するということでした。氏の訃報を伝えるテレビ番組でも紹介していましたが、まさに彼の野球は「考える」野球だったのではないかと思います。私たちが「経営」をやって行く上でもこのことは非常に参考になることだろうと思います。何故かと言いますと、経営者たるものはそれなりの「経験と勘」によってそれ相応の成績を収める能力は持ち合わせているわけですからそれではよいのではないかと考えておられる方が多いのです。

しかしそれに満足することなく「もう一歩踏み込んで考える」ことが必要なのではないかということを提唱したいのです。野村氏の話の聴いていると「そこまで考えていたのか」と思わせることが非常に多いのです。勿論野球の世界とビジネスの世界とでは瞬間的な選択肢の多さは相当差がありますので同じように考える必要はないと思いますが、「考える」という作業を行わなければならないことは避

けるわけに行きません。

ここで自己反省を込めて言いますと、そのような選択の場面で「考える」ことについてつい怠惰になっていることに気づくことが多いように思います。野村氏に学ぶということは、「考えることについて怠けないようにしなければならない」ということなのです。野村氏は「考える」ことについて絶対に妥協しなかったのだろうと思います。だからこそあれだけの業績を収め選手としても監督としても大成出来たのだろうと思います。

「考えることについて怠惰であってはならない」ということはかつて大分以前にこの欄で書いたことがあります。しかし自分自身を振り返ってやはりそれを貫徹していなかったことを反省せざるを得ないのが実態です。特に今回野村氏の訃報に接し彼の業績をたたえる論調に接しますと己の足らざるところを痛切に知らされます。

筆者に限らずそのような反省の念を持たれた方も結構多いのではないかと思います。ということはそれほど「考える」ことは難しいことなのです。「人間は考える葦である」と言われるにもかかわらず実際には「考える」ことは意外に難しいのです。主観的には考えているつもりでも実際には堂々巡りをやっているだけであったり、真に「考える」ことをしていないことが多いのです。思考をこらすことによって必要な結論を得ることが出来てはじめて考えたことになるのです。

## 康友会ゴルフ同好会

### 第277回 例会成績

令和2年1月21日(火)

緑ヶ丘カンツリークラブ

他参加者 足立 文夫、足立 和洋  
古田 益三 (順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	杉浦 康晴
3 位	荒井 栄児

#### <次回開催>

令和2年4月14日(火)  
ナガシマカントリークラブ



## 3月、4月の税務・労務

### 3月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 16日◇令和1年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付  
◇令和1年分所得税の総収入金額  
報告書の提出  
◇所得税の青色申告の承認申請  
◇確定所得税額の延納の届出  
◇贈与税の確定申告及び納付  
◇財産債務調書の提出  
◇国外財産調書の提出  
◇個人住民税の申告  
◇個人事業税の申告  
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の確定申告及び納付  
◇令和2年1月決算法人の確定申  
告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇令和2年1月決算法人の事業所  
税申告及び納付

### 4月の税務・労務

- 1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の開始(公示による)
- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 30日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の終了(公示による)  
◇令和2年2月決算法人の確定申  
告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇公共法人等の住民税均等割の申  
告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第1  
期分の納付  
◇軽自動車税の納付  
◇令和2年2月決算法人の事業所  
税申告及び納付

# ご案内

● 康友会からのお知らせ

**【会員様対象無料法律相談日(予約制)】**

令和2年 3月 19日 (木)  
 令和2年 4月 21日 (火)  
 令和2年 5月 20日 (水)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

**【無料よろず相談日(予約制)】**

令和2年 3月 19日 (木)

☆表紙及び裏表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりに掲載する作品を募集しています。

街を歩いていてきれいだなあとスマホで撮ったような写真も大歓迎です。



裏表紙のペット写真も大募集。お気軽に担当者、あるいは右記の電話番号までご連絡下さい。

◎休日のお知らせ

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

**編集** 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男  
 都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

昨年末、岡崎市へ帰省していたとき、生まれ変わった東岡崎駅へ足を運びました。

東岡崎駅は、長い年月をかけて再開発を行い、昨年ついに改札口から近くを流れる乙川を繋ぐ立体歩行者通路が完成しました。

同じ場所に在り続ける駅も、時代に合わせた姿を変え発展していきます。

税法も同じく世の流れに沿って変わり続けます。日々精進することを怠らず、適応し続けていきたいです。

鈴木 寛大